

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた  
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に必要な経費に充てるものとされています。

令和2年度球磨村に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、次のようになっています。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 41,937千円  
 （歳出）地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた  
 社会保障施策に要する経費 699,873千円

（単位：千円）

区分	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 （社会保障 財源化分）	その他
社会福祉	社会福祉・ 障害者福祉事業	211,306	126,149	0	0	10,047	75,110
	高齢者福祉事業	29,374	2,901	0	0	3,124	23,349
	児童福祉事業	263,790	153,909	0	133	12,948	96,800
	母子福祉事業	65	0	0	0	8	57
	教育振興事業	0	0	0	0	0	0
	小 計	504,535	282,959	0	133	26,127	195,316
社会 保 険	国民健康保険事業 （繰出金）	50,189	13,757	0	0	4,298	32,134
	後期高齢者医療事業 （繰出金等）	34,318	0	0	0	4,049	30,269
	介護保険事業 （繰出金）	26,688	0	0	0	3,149	23,539
	小 計	111,195	13,757	0	0	11,496	85,942
保 健 衛 生	医療施策事業 （保健衛生事業）	23,558	5,778	0	0	2,097	15,683
	疾病予防対策事業 （予防接種事業等）	51,129	41,794	0	0	1,101	8,234
	健康増進対策事業 （がん検診等）	9,456	0	0	0	1,116	8,340
	小 計	84,143	47,572	0	0	4,314	32,257
合 計	699,873	344,288	0	133	41,937	313,515	

※社会保障財源化分の地方消費税交付金 41,937 千円については、一般財源比率に応じて、按分して充当しています。